

令和8年度税制改正 消費税

～適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し～

令和8年度税制改正が行われました。

その改正内容のうち、適格請求書保存方式に係る経過措置の見直しの概要についてお知らせいたします。

1 インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置（いわゆる2割特例）の見直し

免税事業者が課税事業者を選択した場合、納税額を売上税額の2割とすることができる経過措置（2割特例）について、免税事業者からインボイス発行事業者となった個人事業者は、従来の2割特例の対象となっている個人事業者も含め、令和9年及び令和10年に含まれる課税期間（免税事業者が、インボイス発行事業者となったこと又は、課税事業者選択届出書を提出したことで、事業者免税点制度の適用を受けられない課税期間に限る）について、納税額を売上税額の3割とすることができるように見直しされました。

ただし、法人への適用はありません。

なお、インボイス発行事業者が3割特例を適用する場合には、確定申告書にその旨を付記しなければなりません。

<適用時期>

この改正は、令和9年及び令和10年に含まれる課税期間について適用されます。

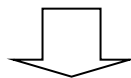
2 免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直し

インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図る観点から、免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、下記の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

(1) 控除可能割合が各期間区分に応じ次の割合とされます。

<改正前>

期間区分	控除可能割合
令和5年10月1日～令和8年9月30日	80%
令和8年10月1日～令和11年9月30日	50%



<改正後>

期間区分	控除可能割合
令和8年10月1日～令和10年9月30日	70%
令和10年10月1日～令和12年9月30日	50%
令和12年10月1日～令和13年9月30日	30%

(2) 一の免税事業者ごとの仕入れに係る年間適用上限額が**1億円**（改正前：10億円）に引き下げられます。

<適用時期>

この改正は、令和8年10月1日から令和13年9月30日までの間に開始する課税期間に適用されません。